

丸亀ごうだ歯科の施設基準について

・医療DX推進のための体制整備(医療DX)

オンライン資格確認などを活用し、患者さんに質の高い医療を提供するため必要な情報を取得し、診療の際に活用しています。

・歯科初診料の注1に規定する基準(歯初診)

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制・整備・機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師またはスタッフが在籍しています。

・歯科外来診療医療安全対策1(外安全1)

医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者が勤務しており、自動体外式除細動器（AED）を保有しています。それに加え緊急時の対応または医療安全について十分な体制を構築しています。

・歯科外来診療感染対策加算2(外感染2)

外来診療時における院内感染対策に関する研修を受講した歯科医師、院内感染管理者が勤務しております。院内感染対策に関して当院では標準の予防策、十分な消毒・滅菌体制を有しております。

・歯科治療時医療管理料(医管)

疾患をお持ちの患者様の歯科治療にあたり、全身状態を管理できる体制を十分に整備しています。万が一の緊急時の対応のため、医科の病院と連携しています。

・口腔管理体制強化加算(口管強)

当院は、厚生労働省により定められた制度である口腔管理体制強化加算（口管強）の施設基準を満たした歯科医院になります。

・歯科訪問診療料の注15に規定する基準(歯訪診)

在宅等で療養しておられ通院困難な場合は、歯科訪問診療を行っています。なお、当院は訪問診療を専門とする歯科医院ではありません。

・歯科口腔リハビリテーション料2(歯リハ2)

歯科口腔リハビリテーション2の基準を満たしています。顎関節症の患者様に、治療用の顎関節治療用装置を製作し、指導や訓練のリハビリ訓練が可能です。

・歯科技工士連携加算1(歯技連1)